

社会福祉法人しもにた会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人しもにた会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等が理事会及び評議員会等に出席した場合、次に定める報酬を支給する。この場合、交通費の実費相当分は支給しない。また、理事長が特に必要と認めるときは、その一部又は全部を支給しないことができる。

理 事	日 額	5, 0 0 0 円
監 事	日 額	5, 0 0 0 円
評 議 員	日 額	5, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員	日 額	3, 0 0 0 円
入所判定委員	日 額	3, 0 0 0 円
第三者委員	日 額	3, 0 0 0 円

- 2 役員等が前項以外の会議・打合せ等に職務として参加した場合は、報酬を日額2, 0 0 0 円支給する。
- 3 役員等に対して、各年度の総額は1, 0 0 0, 0 0 0 円を超えない範囲とする。（定款第8条評議員の報酬等を含む）
- 4 職員が役員等を兼務する場合には、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 法人の役員等が、公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、甘楽郡、富岡市、安中市、高崎市及び前橋市の区域内の旅行の場合には、日当は支給しない。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。
- 3 職員が役員等を兼務する場合には、費用弁償は支給しない。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償は、直接役員等にその都度支給する。

(改正)

第5条 この規則の改正及び必要な事項に関しては、評議員会で定める。

附 則

この規則は、平成13年10月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年12月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年1月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表

鉄道賃	船賃	車費	高速道賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
実費(グリーン車を除く。)	実費	実費	指定区以上	2,000円	10,800円	2,000円

指定区以上・・・施設から50キロ以上の市町村地。